

相手国政府・ 相手国際 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	263,000千円 2030.12.31まで	2022.5.1 ウランバートルで (同日)	日本側 林芳正外務大臣 モンゴル側 バトツェツェ外務大臣 バトツェツェ外務大臣	2022.6.1 203号
モンゴル	電力供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	電力供給改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,000,000千円 -----	2022.11.29 東京で (同日)	日本側 林芳正外務大臣 モンゴル側 ホルト・ジャフフラン外務大臣	2023.5.9 218号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。